

東北文化学園大学競争的資金等規程

「平成19年11月7日」

「大学運営会議制定」

(趣旨)

第1条 この規程は、東北文化学園大学（以下「本学」という。）の研究者が、研究開発等により学内外から獲得する資金等（以下「競争的資金等」という。）の管理・監査及び適正な執行並びに研究活動における不正行為への対応及び公正な研究活動を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「競争的資金等」とは、次のものをいう。

- (1) 研究者の提案に基づいて実施される研究開発に対して、文部科学省・文部科学省所管の独立行政法人及び他府省より提供される公的研究費補助金
- (2) 企業、財団法人、NPO等からの受託研究費、奨学寄附金、研究助成金等の外部資金
- (3) 本学から配分された研究費等

(最高管理責任者)

第3条 本学に、競争的資金等に関する運営及び管理の最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負う。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、競争的資金等に関する運営及び管理の統括管理責任者を置き、学長が指名した者をもって充て、これを公表するものとする。

2 統括管理責任者は、競争的資金等の運営及び管理について最高管理責任者を補佐し、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

(コンプライアンス推進責任者)

第4条の2 本学に、コンプライアンス推進責任者を置き、大学事務局長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 本学における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。

- (2) 不正防止を図るため、本学で競争的資金等の運営・管理に関わる全ての教職員、学生、その他本学において研究活動に従事する者（以下「教職員等」という。）に対し、定期的にコンプライアンス教育に関する講習を実施し、受講状況を管理監督する。

なお、コンプライアンス教育に関する講習会等の実施は、東北文化学園大学研究倫理審査委員会に付託する。

- (3) 本学において、教職員等が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（不正防止計画の実施）

第5条 最高管理責任者及び統括管理責任者は、競争的資金等に関する運営及び管理に対して不正防止計画書を作成し、不正防止に努めなければならない。

2 最高管理責任者は、本学全体の観点から、不正防止計画推進者を置き、大学事務局長をもって充てる。

3 不正防止に関する必要な事項は、別に定める。

（研究費の適正な運営・管理）

第6条 競争的資金等に関する予算の管理、物品発注手続き及び物品検収業務は、庶務課で行う。

2 庶務課は、年度ごとに予算執行状況を検証した上、予算執行が当初計画どおり進んでいるかを確認し、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

3 最高管理責任者及び統括管理責任者は、前項において問題があると判断した場合は、改善策を講じなければならない。

4 物品発注手続き及び物品検収業務に関する必要な事項は、別に定める。

（相談窓口の設置）

第7条 競争的資金等に関する事務処理手続及び研究費使用に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置き、庶務課をもって充てる。

2 相談窓口は、競争的資金等に関する事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

（通報窓口の設置）

第8条 本学における研究活動等の不正行為に適切に対応できるようにするため、学内外からの通報の窓口は、学校法人東北文化学園大学公益通報者保護規程第4条第1号及び第2号に規定するものとする。

2 通報窓口に関する必要事項は、別に定める。

(競争的資金等の監査の在り方)

第9条 最高管理責任者は、競争的資金等の使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた、徹底的な監査を実施しなければならない。

2 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な管理を行うため、毎年度、内部監査室長に監査を付託しなければならない。

3 最高管理責任者は、外部の会計監査人に監査を付託することができる。

(調査委員会の設置)

第10条 最高管理責任者は、第8条第1項の通報（以下「通報者」という。）、第9条第2項及び第3項の監査により、不正使用に係る調査が必要であるとの報告を受けた場合は、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 最高管理責任者は、委員会の報告に基づき、通報等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む。）を受け付けた日から30日以内に、通報等の内容を確認し調査の要否を判断する。

3 最高責任者は、調査の要否の結果、調査を行わないことを決定した場合は、その旨を理由とともに通報者に通知する。

この場合、委員会は調査に係る資料等を保存し、第2条に規定する競争的資金等を提供する機関（以下「機関」という。）及び通報者の求めに応じ開示するものとする。

4 最高管理責任者は、第2項の要否の結果、調査が必要であると判断した場合は、その旨を通報者及び調査対象者に通知し、機関及び文部科学省に調査を行う旨を報告する。

なお、調査対象者が、本学に所属していない者である場合は、調査対象者の所属先にも調査を行う旨を通知する。

5 最高管理責任者は、調査が必要であると判断した場合、調査対象者に対して、調査対象となる競争的資金等の執行を停止することができる。

(調査委員会の組織)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、委員長は統括管理責任者をもって充てる。ただし、全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(1) 統括管理責任者

(2) 最高管理責任者が指名した者 2人

(3) 研究活動について専門知識を有する者 2人

(4) 法律の知識を有する外部有識者 1人

2 委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。

3 委員長は、委員の氏名や所属を通報者及び調査対象者に示すものとする。

4 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(委員についての異議申立て)

第11条の2 通報者及び調査対象者は、委員会設置後14日以内に委員について異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立てがあった場合、総括管理責任者はその異議申立て内容を審査し、必要と認めるときは、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。

3 総括管理責任者は、前項により委員を交代させたときは、当該委員の氏名や所属を通報者及び調査対象者に示すものとする。

(不正使用の認定)

第12条 委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額の調査（以下「調査」という。）を原則3ヶ月以内に認定し、最高管理責任者に報告するものとする。

(機関への報告等)

第13条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法を機関に報告し、必要に応じて協議するものとする。

2 最高管理責任者は、機関が行う調査に協力するものとする。

3 最高管理責任者は、前条の調査の報告について機関に報告するものとする。

(調査結果への対処)

第14条 最高管理責任者は、第12条の調査の報告に基づき、調査結果を通報者及び調査対象者に通知し、機関及び文部科学省に報告するものとする。

なお、調査対象者が、本学に所属していない者である場合は、調査対象者の所属先にも調査結果を報告する。

2 通報者及び調査対象者は、調査報告に不服がある場合、前項の報告があった日から10日以内に最高管理責任者に書面により申出ることができる。

3 不服申立てについて、最高管理責任者は、委員会に対して再度検討を命じることができるものとする。

4 最高管理責任者は、前項に基づき再調査を行う場合は、その旨を通報者及び調査対象者に通知し、機関及び文部科学省に報告しなければならない。

5 再調査は、原則50日以内に終了しなければならない。

6 最高管理責任者は、委員会の報告に基づき、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を、通報者及び調査対象者に通知し、機関及び文部科学省に報告するものとする。

(不正事実等への処分)

第15条 委員会の調査の結果、調査対象者の不正の事実が明らかになった場合及び通報者の虚偽の通報があったと明らかになった場合、委員長は最高管理責任者に報

告するものとする。

2 最高管理責任者は、理事長に、学校法人東北文化学園大学就業規則等に基づき、懲戒処分を検討するよう、上申するものとする。

(通報者及び調査協力者の保護及び守秘義務)

第16条 第8条に定める通報を行った者(悪意に基づく通報を行った者を除く。)及び委員会が行う調査に協力した者が通報又は情報提供を行ったことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。

2 委員会委員、通報窓口の担当者、その他関係者は、職務上知り得た情報に関する秘密を厳守しなければならない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、2019年7月3日から施行する。